

防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法案に対する附帯決議

農業用ため池は、農業用水の確保はもとより、生物の多様性の確保をはじめとする自然環境の保全、良好な景観の確保、文化の伝承等に寄与している。このため、防災重点農業用ため池の防災工事等を推進する際には、こうした多面的な機能への十分な配慮が必要である。

よって、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 法第三条第一項に規定する防災工事等基本指針に、防災工事等を行うに当たって、生物の多様性の確保をはじめとする自然環境の保全、良好な景観の確保、文化の伝承等に配慮しなければならない旨を明記すること。

二 防災工事等基本指針を定めるに当たっては、関係行政機関の長との協議にとどまらず、十分な時間的余裕をもって、幅広く、地方自治体、農業・農村関係者、農業用ため池について知見を有する者等から意見を聴取すること。

三 「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」（平成三十一年法律第十七号）附則第五条（五年後見直し）については、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」（平成二十六年法律第七十八号）の趣旨及び本附帯決議を踏まえて行うものとする。

右決議する。